

第四 事務処理要領編

助にまかせて法律に規定しないものとする」と。

3 閣議決定3に該当しない補助金について規定の新設又は改正をする場合において、同一の法律の他の規定又は改正しようとする従前の規定に「補助することができる」とあり、かつ、これらの既存の規定について国の分任の趣旨を明らかにするのでないと、今回の新設の規定の趣旨との間に権衡を失し、又は改正に係る補助金の本旨を的確に表現し得ず、右閣議決定により立法しないこととされている助成的補助金とまさらわしいこととなるときは、2によるほか、当該既存の規定の文言を「補助する」又は「補助するものとする」と改めるものとする。ただし、これにより難い特別の事情があると認められるときは、別途協議して措置するものとする。

六 法律案又は政令案の閣議請議に際しての要綱等の記載要領について (昭二十九・一・一二)

法律案及び政令案の要綱等の記載要領について (原文横書き)

法律案又は政令案の閣議請議に際しての要綱等の記載要領について

内閣閣第一九九号
昭和四七年九月八日
内閣官房内閣参考官室
首席内閣参考官

標記について審査事務の合理化を図るため、別紙要領で進められるようお取り計らい願います。
なお、このことについては内閣法制局とも連絡済みであります。

別紙

法律案又は政令案の閣議請議に際しての要綱等の記載要領について

1 法律案（又は政令案）要綱について

法律案又は政令案の閣議請議において添付される法律案（又は政令案）要綱については、従来、その要綱を見る限り、法律案（又は政令案）本文のいずれの条項に該当するものであるか判別しがたい場合もあつたので、今後は要綱の各号ごとに、末尾にかつて書きで法律案（又は政令案）の第何条関係のものであるかを明示するものとする」と。（別紙参考を参照のこと）

2 参照条文について

法律の施行期日がその公布の日から一定の期間の範囲内で定める」ととされている場合における当該法律の施行期日を定める政令案の閣議請議に際しては、その起算日を明確にするため、添付資料である参照条文において法律の題名に下記のとおり公布の月日まで記入すること。

記

（旧）……に関する法律（昭和 年法律第 号）抄
(新)……に関する法律（昭和 年 月 日法律第 号）抄

（参考）

法律又は政令の閣議請議に添付する要綱に付記すべき具体例

- 一 要綱は二以上の事項を掲げる場合、それぞれの事項の末尾にかつて書きで、法律案（又は政令案）の第何条関係であるかを明示すること。
- 二 簡単な内容の法律（又は政令）で要綱が一事項に限られているもの（例えば、法律の施行期日を定める政令等）については、上記表示は必要としない」と。
- 三 要綱の項目に「その他所要の改正を行なう」と、又は「その他関係規定の整備を行なう」となどと記されている場合があるが、このようなときには同じく条文表示は必要としないこと。

第四 事務処理要領編

一一一四

四 要綱の一事項に関係して（ ）内の本文関係条文が多数に及ぶ場合には、「（第〇条～第〇条）」等の簡略な記入をすること。

五 要綱が一項だけにまとめてある場合でも、実際には、「…………する」と「…………する」と、などのように改正点を二以上含んでいることがある。このような場合には、「…………する」と「…………する」とにそれぞれかっこ書きで法律案（又は政令案）の第何条関係であるかを明示すること。

六 同時に二以上の法律（又は政令）の一部改正を行なう場合で、例えば「…………に関する法律（又は政令）等の一部を改正する法律（又は政令）」等の形式で講議する際には、それぞれ個別の法律（又は政令）名を表示して要綱を列記すること。

七 以上のように法律案（又は政令案）と要綱とを関連づけて、要綱を判かり易くするのが今回の趣旨であるので、かつこ書きを入れることによつて、かえつて要綱が判かりにくくなるようなことは避けること。

具体例

日本鉄道建設公団法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 日本鉄道建設公団（以下「公団」という。）が地方鉄道の鉄道施設等の建設又は大改良を行なうことができる大都市圏に係る大都市は、東京都、大阪市及び名古屋市とする。〔（第〇〇条関係）〕

第二 公団が行なう大改良とは、本線路が複線である地方鉄道又は軌道を本線路が四線である地方鉄道又は軌道とするための改良とする。〔（第〇〇条関係）〕

第三 地方鉄道の鉄道施設等の譲渡又は引渡しは、工事実施計画において建設又は大改良を行なうことが定められた区間¹⁾とに行なうものとする。ただし、当該区間の一部については運輸大臣が営業を開

始する」とが適当であると認めて指定したときは、公団は、当該区間の一部に係る鉄道施設等を譲渡し、又は引き渡すものとする。〔（第〇〇条関係）〕

第四 地方鉄道の鉄道施設等の譲渡価額又は引渡価額は、建設費又は大改良費のうち公団が負担した額とすること。〔（第〇〇条関係）〕

第五 地方鉄道の鉄道施設等を譲渡し、又は引き渡す場合における対価は、運輸大臣が指定する期間を支払期間とする割賦支払の方法により支払うべきものとし、その支払額は、次に掲げる額の合計額とすること。〔（第〇〇条関係）〕

一 当該鉄道施設等の譲渡価額又は引渡価額を元本とする元利均等半年賦支払の方法による元利支払額二 当該運輸大臣が指定する期間内の当該鉄道施設等に係る鉄道建設債券に係る債券発行費及び債券発行差金並びに管理費の合計額

第六 その他所要の改正を行なうこと。

建設業法施行令の一部を改正する政令案要綱

管工事の施工技術の向上を図るため、管工事施工管理に関する技術検定を行なうもの（（第〇〇条関係））とし、これに必要な規定を整備するものとする。

道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う特殊法人登記令等の一部を改正する政令案要綱

一 特殊法人登記令の一部改正

軽自動車検査協会の登記については、特殊法人登記令の規定による」ととする。（（第〇〇条関係））

第四 事務処理要領編

一一一五

第四 事務処理要領編

二 運輸省組織令の一部改正

軽自動車検査協会に関する事務は、自動車局整備部車両課において行なうこととする。(第〇〇条関係)

三 国家公務員等退職手当法施行令の一部改正

退職して軽自動車検査協会の職員となり、再び復帰して国家公務員となつた者が退職する場合の退職手当の算定の特例を定めることとする。(第〇〇条関係)

四 国家公務員共済組合法施行令の一部改正

再び復帰して国家公務員となる予定で、退職して軽自動車検査協会の職員となる国家公務員に対する当該退職に係る長期給付について特例を定めることとする。(第〇〇条関係)

郵政省設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

郵政省設置法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第九十二号)の施行期日を昭和四十七年七月一日とする」と。

郵政省設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参考条文

○郵政省設置法の一部を改正する法律(昭和四十七年六月二十三日法律第九十二号)

郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項を次のように改める。

地方郵政監察局は東京都、長野市、名古屋市、金沢市、大阪市、広島市、松山市、熊本市、仙台市及び札幌市にそれぞれ一局を置き、地方郵政局は東京都に一局を、長野市、名古屋市、金沢市、大阪市、

広島市、松山市、熊本市、仙台市及び札幌市にそれぞれ一局を置く。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

七 事務次官等会議に提出する法律案及び政令案に添付する新旧対照の記載方法について

(原文横書き)

内閣閣第二五九号
昭和四七年一月七日
内閣官房内閣参事官室
首席内閣参事官

標記については、従来各省庁ごとに、上欄、下欄が逆の場合など記載方法がまちまちであるため、これを別紙例のとおり統一いたしたいので、協力方お取り計らい願います。

(別紙)

例(1) ○〇〇〇法(政令) 案新旧対照条文(傍線の部分は改正部分)

改	正	案	現	行
(上欄は改正条文)			(下欄は現行条文)	